



**解説** **危険運転致死傷罪が認められ、懲役22年が言い渡された小樽飲酒ひき逃げ事件は、検察側が予備的訴因として、刑法の軽い過失致死傷罪などを追加請求したことからも分かるように、危険運転致死傷罪が認められない可能性もあつた。検察側は逮捕時の被告が酌度（めいてい）状態でなかつたことを認めており、証拠とし**

て提出された捜査記録で、被告は発見時、正常な受け答えをしていましたが、よき支援者と巡り合ってここまで来られた。一区切りついた「袴田貴行、小川祐希」

## 基準 不明確なまま

今日は娘によい報告ができる。当初、危険運転致死傷罪より量刑が軽い過失致死傷罪などで起訴され、被辯護士の署名活動もあって訴因が変更された小樽飲酒ひき逃げ事件の裁判員裁判。9日にあった札幌地裁の判決公判は、飲酒の影響による危険運転だったと明確に認め、海津雅英被告（32）に懲役22年を言い渡した。事故が起きた昨年7月13日から間もなく1年。札幌市内で記者会見した遺族らからは「被辯護士の気持ちを酌んでくれた判決だつた」と評価する声が上がった。

事故で亡くなった原野沙耶佳さん（当時29歳）の父で、危険運転致死傷罪の適用を求めて署名活動した和則さん（62）は会見で、「事

故以来、絶望のふちにいたが、よき支援者と一緒に、ようやくこれまで来たところまで来られた。一区切りついた「袴田貴行、小川祐希」

福岡市で06年8月、飲酒運転の乗用車に追突され幼児3人が死亡した事件の裁判では、飲酒運転の乗用車に追突された原告側は、被告側が「直

接の原因は脇見による前方不注意」として業務上過失致死傷罪を言い渡したが、2審判決は「飲酒の影響で前方注視が困難となり、事

件の成立を認めた。今回の裁判で被辯護士は「福岡事件の代理人を務めた山田一審・福岡地裁が「直

接の原因は脇見による前方不注意」として業務上過失致死傷罪が適用されるべきだと考へ、当初の過失運転致死傷罪からの訴因変更を求める署名活動を提案した。裁判長は「過失運転致死傷罪から刑通りの量刑を下した」と振り返った。裁判長と裁判員の判断に敬意を表したい。今後は「飲酒の影響で前方注視が困難となることに対する心配にもなる。判決が

この日、海津被告は、判決を言い渡された後

重みに見合う厳正な処罰を下してほしい。

認定の根拠弱い

交通事故裁判に詳しい高山俊吉弁護士（東京弁護士会所属）の話

蛇行運転を繰り返す行為など、危険運転状態があつたと推測される

## 小樽ひき逃げ

# 娘よ 思い届いたよ

### 小樽飲酒ひき逃げ事件の経緯

<2014年>	
7月13日	小樽市銭函（ぜにばこ）で女性4人がレジャー用多目的車（RV）にはねられ、3人が死亡し、1人が重傷
14日	小樽署は車を運転していた海津雅英容疑者を自動車運転処罰法違反（過失致死傷）と道交法違反（ひき逃げ、酒気帯び運転）容疑で逮捕
8月4日	札幌地検が自動車運転処罰法違反（過失致死傷）と道交法違反（ひき逃げ、酒気帯び運転）の罪で札幌地裁に起訴
20日	遺族らでつくる被害者連絡会が訴因変更し、自動車運転処罰法の危険運転致死傷罪を適用するよう求める署名活動をスタート
9月2日	同連絡会が第1次署名（2万3180人分）を地檢に提出
24日	同連絡会が訴因変更を求める上申書を最高檢に提出
10月24日	地檢が訴因変更を決定し、札幌地裁に申請
11月7日	同連絡会が最終の第6次署名を提出、署名数は計7万7858人分
13日	札幌地裁が訴因変更を認める決定を公表
<2015年>	
6月22日	地檢が過失致死傷罪などを予備的訴因として追加請求
29日	海津被告初公判
7月9日	札幌地裁が懲役22年の判決

に法廷を去る際、遺族は向かって深々と頭を下げた。原野さんは、「裁判所の判決は受け止め、被害家族に謝罪する」とあったことを指摘した一方、「心に響かず、反省は感じられない」とも話した。

亡くなった3人の遺族には、「22年という刑を科された」とあることを受け止めてほしめた。原野さんは、「親切な言葉を語まらせた」と話す一方、海津被告には、「22年という刑を科された」とも話した。

遺族は近く、一周忌の法要を予定する。瓦砾を運搬する運転態度を主な根拠に、アルコールの影響を受けた危険運転状態にあったと認定する

事実認定がなされておらず、根拠が薄弱だ。スマートフォンを操作で、解釈が幅を作り、構成要件が曖昧な法律で、感情的評価が前面に出やすい。何をもって危険運転とするか、法律自体を考え直す必要がある。論理の飛躍だ。危